

ごみの正しい分け方・出し方 令和6年4月現在

※指定袋の氏名欄には、必ず地区指定の表示方法(名前・番号等)で記入をする。
※原則として、当日の朝、7時から8時の間に各地区指定の集積所へ出す。

区分	ごみの内容	収集日程
有料ごみ	燃やせるごみ 赤色文字袋 <ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ ※よく水を切ってから出す ●紙くず ●皮革類 ●木くず ●ゴム類 	毎週 月・木 又は 火・金 ・地区により曜日が異なる。
	<ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック類 ●金属・ガラス類を分離できないものは青色文字袋へ入れる。 ●ごみ袋の内側全体を新聞紙等で覆っているものは収集しません(何が入っているか判別できないため)。 	
燃やせないごみ	青色文字袋 <ul style="list-style-type: none"> ●金属類 ●ガラス・陶器類 ●灰・トイレ砂 	毎週 月～金 のうち1回 ・地区により曜日が異なる。
	<ul style="list-style-type: none"> ●びん(飲食用、化粧品)と、缶(飲食用)は、洗って資源回収へ出す。 ●金属、ガラス類は同じ袋に入れてよい。 	
プラスチック製容器包装	紫色文字袋 商品使用後に不要となる容器・包装 <ul style="list-style-type: none"> ●トレー・カップ・パック類 ●袋・ラップ類 ●チューブ・ボトル類 ●ふた類 ●緩衝材類 	・地区により曜日が異なる。
	<ul style="list-style-type: none"> ●レジ袋の中には何も入れない。 ●付着物を洗い流し、乾かしてから出す。汚れが落ちないものは、赤色文字袋に入れる。 	
リサイクル・資源物	ペットボトル ①キャップを取る ②ラベルをはがす ③水洗いする ④つぶす ⑤指定のかごへ ⑥汚れが落ちないものは赤色文字袋へ入れる。	毎月1回 水曜日 (蛍光管) 年3回 6月 10月 3月 ・どの水曜日(第1～第4水曜日)かは、地区により異なる(日程表参照)。
	びん ①キャップ、玉冠、ロ金、栓、口回りのラベルを取る ②水洗いする ③ラベルをはがす(紙のラベルではかれないものはよい) ④無色、茶色、その他の色に分別し指定のコンテナへ入れる(迷ったら「その他の色」) ※用途問わず乳白色びんは不可 ※化粧品のびんは無色のみ可 ※5cm以上の破片もよい	
	スチール缶 ①ボトル缶のふたは ②水洗いする ③指定のコンテナへ入れる ※一斗缶は不可	
	乾電池 ・単一、二、三等の乾電池、ボタン電池、携帯電話のバッテリー ・電池ホルダー、器具は出せない。車のバッテリーは排出禁止。	
	蛍光管 ・直管、円管、球管、コンパクト型管	
	水銀含有物 市役所生活環境課または、大田切りサイクルステーションへ持っていく。	
	廃食用油 食用油(植物性)に限る。 ①ペットボトルにためる ②専用回収ボックスに、ペットボトルのまま入れる 出せないもの ・ラードなどの動物性油脂(新聞紙に包み、凝固剤で固めるなどして赤色文字袋へ入れる) ・エンジンオイルなどの機械油→排出禁止(業者等へ)	
新聞雑誌・雑紙 ・折込広告も一緒に可。ヒモで十文字にしはる。 紙パック ・箱を開き平らにして、ヒモで十文字にしはる。 段ボール ・箱をつぶして平らにして、ヒモで十文字にしはる。紙製ガムテープで4ヶ所とめる。 布類 ・古着(Yシャツ、Tシャツ、トレーナー、スウェット、ジーパン、ズボン、下着、ハンカチ、ジャンパー、ネクタイ)、毛布、カーテンなど ・古布(シーツ、布団カバー、タオル) ・透明ビニール袋へ入れる(雨等でぬれないようにする)。 ・古着と古布を別々にする。 ・汚れているものは不可(詳しくはガイドブック参照)。 ・10cm以上の破片もよい 出せないもの(青色文字袋へ入れる) ・白熱電球 常夜灯 グローランプ ・専用の電球など蛍光管でないもの		
アルミ類 ・アルミ缶、アルミ製食器など		
小型家電(家庭用) ①リサイクル認定(グループ)事業所へ持ち込む(有料)。 ②袋に入る大きさは青色文字袋に入れる(片手で運べて袋が破れない程度)。 ③袋に入らないものは、グリーンセンターハ乙女(箕輪町)へ持ち込む。 ※小型充電式電池は必ず取り外すこと。なお、電池が取り外せない場合①の方法で処理してください。 ※引火性のあるもの(石油ストーブ等)は収集しません。	①南恵比寿産業(Ta0265-82-5085) ②燃やせないごみの集積所に出す。	
集積所に出せない物 ①感染性のある又はおそれのある医療系廃棄物(注射針、カテーテルなどは医療機関が回収) ②有毒性物質を含むもの(塗料、農薬など) ③引火性のあるもの(油、エンジンオイルなど) ④動物の死体及びふん尿(動物の死体は、専門業者の回収となります。) ⑤汚泥(汚泥専用の収集運搬業者が有料で回収)	⑥消火器、LPガスボンベ ⑦建設廃材 ⑧事業系廃棄物(農業用のマルチ・肥料袋、その他事業用の廃棄物)	
排出禁止物	問合せ先 購入店や専門業者等	

詳細については、「資源物・ごみのガイドブック」をご覧ください。
不明な点は、市役所生活環境課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 駒ヶ根市役所 生活環境課 環境衛生係
(TEL 0265-83-2111 内線541～543)